

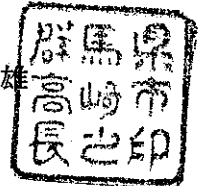
高崎市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成20年2月26日

高崎市長 松浦幸雄



1 変更理由

高崎市国土調査事業の実施に伴い、字の区域の変更が生じたため。

2 変更内容

町	字	地番
稲荷台町	村南	85-6、91-1

上記区域を字台に変更する。

町	字	地番
稲荷台町	台	98-3

上記区域を字北金尾に変更する。